

### 3 4 介護保険制度の健全な運営

#### 〔現況及び施策の方向〕

施行後 11 年を経過した介護保険制度は、今後到来する超高齢社会における介護問題に対処するため、共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

しかしながら、一方では、制度の持続可能性やサービスの質の問題など解決すべき課題も多く、なかでも介護給付適正化や介護職員の処遇改善への取組が急務となっており、介護保険制度の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

第 1 表 介護保険第 1 号被保険者数等

(単位 人, 団体)

| 区 分      | 第 1 号<br>被保険者数 | 保 険 者 数 |      |             |    |
|----------|----------------|---------|------|-------------|----|
|          |                | 市 町 村   | 広域連合 | 一部事務<br>組 合 | 計  |
| 平成 22 年度 | 678,064        | 23      | 0    | 0           | 23 |
| 平成 21 年度 | 672,538        | 23      | 0    | 0           | 23 |
| 平成 20 年度 | 658,122        | 23      | 0    | 0           | 23 |

(注) 1 「第 1 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 1 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者」である。

2 各年度 3 月 31 日現在の数値による。

第 2 表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人, %)

| 区 分       | 要支援 1  | 要支援 2  | 要介護 1  | 要介護 2  | 要介護 3  | 要介護 4  | 要介護 5  | 合 計     |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 第 1 号被保険者 | 21,732 | 18,394 | 23,683 | 21,096 | 16,326 | 13,961 | 14,695 | 129,887 |
| 第 2 号被保険者 | 358    | 532    | 553    | 715    | 472    | 369    | 486    | 3,485   |
| 総 数       | 22,090 | 18,926 | 24,236 | 21,811 | 16,798 | 14,330 | 15,181 | 133,372 |
| 構 成 比     | 16.56% | 14.19% | 18.17% | 16.35% | 12.60% | 10.74% | 11.38% | 100.00% |

(注) 1 「第 2 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 2 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」である。

2 平成 23 年 3 月 31 日現在の数値による。

#### 〔事業の内容〕

「ひろしま高齢者プラン（平成 21～23 年度）」に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

#### 1 制度の安定的な運営の確保

介護保険制度の安定的な運営を確保するため、制度の普及啓発等を実施するとともに、保険者等への指導・支援や介護サービス事業者への指導監督等を実施する。

##### (1) 介護保険給付費等の負担（予算額 30,404,386 千円）

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する

費用の額の12.5%又は17.5%に相当する額を負担する。(平成12年度創設)

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業(介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業)に要する費用の額の12.5%又は20.0%に相当する額を負担する。(平成18年度創設)

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円)

| 区 分        | 市町給付額       | 県負担金       | 県負担割合            |
|------------|-------------|------------|------------------|
| 平成23年度(予定) | 196,788,485 | 29,604,972 | 居宅12.5%・施設等17.5% |
| 平成22年度(見込) | 187,952,392 | 27,788,557 | 居宅12.5%・施設等17.5% |
| 平成21年度     | 176,634,881 | 25,972,106 | 居宅12.5%・施設等17.5% |

(注)各年度の決算額(ただし、平成23年度は当初予算額)の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金(交付金)の状況

(単位 千円)

| 区 分        | 市町の地域支援事業に要する費用の額 | 県負担金(交付金) | 県負担割合                              |
|------------|-------------------|-----------|------------------------------------|
| 平成23年度(予定) | 4,453,238         | 799,414   | 介護予防事業 12.5%<br>包括的支援事業・任意事業 20.0% |
| 平成22年度(見込) | 4,311,769         | 774,918   | 介護予防事業 12.5%<br>包括的支援事業・任意事業 20.0% |
| 平成21年度     | 3,851,001         | 702,121   | 介護予防事業 12.5%<br>包括的支援事業・任意事業 20.0% |

(注)各年度の決算額(ただし、平成23年度は当初予算額)の金額である。

(2) 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、平成15年度から基金への積立を一時休止している。(平成12年度創設)

第4表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

| 区 分        | 積立額    | 摘 要                     |
|------------|--------|-------------------------|
| 平成23年度(予定) | 25,302 | 貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立 |
| 平成22年度(見込) | 34,472 |                         |
| 平成21年度     | 25,357 |                         |

(3) 低所得者等の利用者負担の軽減(予算額 17,685千円)

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。(平成12年度創設)

ア 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-1表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況

(単位 千円)

| 年 度        | 対象市町数 | 補 助 額 |
|------------|-------|-------|
| 平成23年度(予定) | 6     | 461   |
| 平成22年度     | 5     | 235   |
| 平成21年度     | 5     | 223   |

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成23年度は当初予算時点の数値)

[補助割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4]

イ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第5-2表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況

(単位 千円)

| 年 度        | 対象市町数 | 補 助 額  |
|------------|-------|--------|
| 平成23年度(予定) | 21    | 16,984 |
| 平成22年度     | 21    | 14,828 |
| 平成21年度     | 21    | 16,607 |

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成23年度は当初予算時点の数値)

[補助割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4]

ウ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-3表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況

(単位 千円)

| 年 度        | 対象市町数 | 補 助 額 |
|------------|-------|-------|
| 平成23年度(予定) | 2     | 236   |
| 平成22年度     | 2     | 233   |
| 平成21年度     | 2     | 231   |

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成23年度は当初予算時点の数値)

[補助割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4]

エ 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利

利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-4表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況

(単位 千円)

| 年 度        | 対象市町数 | 補 助 額 |
|------------|-------|-------|
| 平成23年度(予定) | 1     | 4     |
| 平成22年度     | 1     | 18    |
| 平成21年度     | 1     | 18    |

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値

(ただし、平成23年度は当初予算時点の数値)

[補助割合 国1/2, 県1/4, 市町1/4]

(4) 介護支援専門員の登録(予算額 4,796千円)

介護支援専門員の登録・管理及び介護支援専門員証の交付を行う。

第6表 介護支援専門員の養成状況

(単位 人, %)

| 区 分    | 試 験   |     |      | 実務研修修了者 | 登録者数<br>(平成23年5月11日現在) |
|--------|-------|-----|------|---------|------------------------|
|        | 受験者   | 合格者 | 合格率  |         |                        |
| 平成22年度 | 3,137 | 644 | 20.5 | 617     | 14,551                 |
| 平成21年度 | 3,224 | 834 | 25.9 | 757     |                        |
| 平成20年度 | 2,985 | 667 | 22.3 | 660     |                        |

(5) 広報

介護保険制度の内容及び県の取組について広く周知を図るため、県の広報媒体等を活用した広報事業を実施する。

(6) 広島県介護保険審査会の運営(予算額 829千円)

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。(平成11年度創設)

第7表 審査請求の状況

| 年 度    | 件 数 | 審 理 結 果                           |
|--------|-----|-----------------------------------|
| 平成22年度 | 9   | 裁決(認容)3件, (棄却)2件, 取下2件, 審理中2件     |
| 平成21年度 | 19  | 裁決(認容)2件, (棄却)10件, 取下1件, 審理中6件    |
| 平成20年度 | 23  | 裁決(却下)1件(認容)2件(棄却)7件, 取下5件, 審理中8件 |

(7) 【新】介護保険サービス適正利用推進事業(予算額 4,043千円)

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。(平成23年度創設)

## 2 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進

介護支援専門員等への研修の実施や事業者の介護サービス情報の公表など、利用者の選択に資する情報提供体制等の整備を図り、介護サービスの質の確保・向上を図る。

### (1) 介護サービス質向上検討事業

介護保険制度の円滑な実施と将来にわたっての安定的な運営を確保するとともに、介護給付の適正化に資することを目的に、介護サービス全般の質向上に必要な方策について、委員会を設置し、検討を行う。

### (2) 介護給付の適正化の推進

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、第2期の広島県介護給付適正化計画（平成23～26年度）を策定するとともに、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営の維持を図る。

### (3) 介護支援専門員資質向上事業

平成18年の介護保険法の改正により、介護支援専門員の研修体系が大幅に変更されたことに伴い、介護支援専門員の資質の向上に資する研修事業を行う。（平成18年度創設）

なお、平成23年度は、介護支援専門員のさらなる資質向上、適正なケアプランの作成による介護保険給付費の適正化及び介護サービスの向上を図るために、「介護支援専門員資質向上特別研修事業」を実施する。【新】（予算額 11,873円）

第8表 介護支援専門員研修実施状況

（単位 人）

| 区 分         |        | 修了者数   |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
|             |        | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 実務従事者基礎研修   | 33時間以上 | 278    | 287    | 324    |
| 専門研修        | 課程Ⅰ    | 262    | 357    | 265    |
|             | 課程Ⅱ    | 209    | 257    | 161    |
| 主任介護支援専門員研修 | 64時間以上 | 132    | 278    | 161    |
| 更新研修        | 53時間以上 | 1,496  | 519    | 711    |

（注）更新研修の研修内容は、専門研修の課程Ⅰ及び課程Ⅱと同じ。

### (4) 介護サービス情報の公表

利用者等が適切な介護サービス事業者を選択するため、介護サービス情報を事業者自らが公表する制度の円滑な運営に努め、介護サービスの質の確保・向上を図る。（平成18年度創設）

介護サービス情報の公表の対象となる事業者から、広島県手数料条例で定める手数料を徴する。

| 区 分     | 手数料の額   |
|---------|---------|
| 公表事務手数料 | 10,900円 |
| 調査事務手数料 | 28,100円 |

(5) 保険者（市町）の指導・支援（予算額 1,606 千円）

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。（平成 12 年度創設）

(6) 事業者の指定・指導（予算額 13,228 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。（平成 12 年度創設）

第9表 指定事業者数

| サービス区分      | 指定件数  |
|-------------|-------|
| 居宅介護支援事業所   | 777   |
| 居宅サービス事業所   | 2,860 |
| 介護予防サービス事業所 | 2,777 |
| 介護保険施設      | 352   |
| 計           | 6,766 |

- (注) 1 保険医療機関や保険業局の「みなし指定事業所」は計上していない。  
 2 平成 23 年 4 月 1 日現在の数値による。  
 3 休止中を除く。

(7) 介護サービス事業管理システム運営事業（予算額 12,130 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成 19 年度新規改編）

| 項目               | 内容  |
|------------------|---|
| 介護保険事業者の情報管理     | ・開設者情報・事業所情報・報酬情報(加算情報)等の入力・管理、新規指定事業者の事業所番号付番<br>・指導・監査情報等の管理        |
| 関係システムへの情報連携     | 次の関係システムへ情報を提供する<br>・WAMNETシステム<br>・国民健康保険団体連合会システム<br>・介護支援専門員管理システム |
| 市町オンラインネットワーク化事業 | ・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化  |
| メーリング機能          | ・事業者等に対し国・県の通知等の情報を迅速にメールにより配信  |

(8) 認定調査員等の研修（予算額 3,164 千円）

要介護認定及びケアプランチェック等の介護給付適正化事業の適切な実施を図るため、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

(単位：千円)

| 区分    | 研修名           | 内容   | 予算額   |
|-------|---------------|--|-------|
| 要介護認定 | 認定調査員新規研修     | 新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修(平成 11 年度創設)       | 911   |
|       | 認定調査フォローアップ研修 | 現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修(平成 19 年度創設) | 2,181 |
|       | 介護認定審査会委員研修   | 要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修(平成 11 年度創設)            | —     |

|          |              |   |    |
|----------|--------------|---|----|
|          | 認定審査会運営適正化研修 | 審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修(平成20年度創設)       | —  |
| ケアマネジメント | ケアプランチェック研修  | 市町職員に対するケアプランチェックや適正化システムの活用のための知識、技能に関する研修(平成19年度創設) | 72 |

(注) 認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(9) 地域包括支援センター職員研修事業 (予算額 1,050 千円)

介護予防事業及び地域ケアの拠点として位置づけられている地域包括支援センター職員の知識の習得並びに技術の向上を図り、地域包括支援センターの適切な運営を確保する。(平成17年度創設)

| 事業名                | 事業内容   |
|--------------------|--|
| 地域包括支援センター<br>現地研修 | 地域包括支援センターに専門アドバイザーを派遣し、センター職員等を対象に、現地において当該センターが抱えている課題に対して指導・助言を行う研修<br>3ヶ所(延べ3日間) |

(10) 介護職員処遇改善交付金事業 (予算額 4,107,543 千円)

介護職員のさらなる処遇向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付することにより、介護職員の処遇改善を進める。(平成21年度の交付金支給月は、平成21年12月～平成22年3月)(平成21年度創設)

| 年度     | 対象事業所数 | 申請事業所数 | 申請率 | 交付金支給額      |
|--------|--------|--------|-----|-------------|
| 平成22年度 | 2,511  | 2,225  | 89% | 3,767,161千円 |
| 平成21年度 | 2,497  | 2,156  | 86% | 1,199,653千円 |

(11) 【新】介護予防強化支援事業 (予算額 1,820 千円)

要介護者等の増加が見込まれる中、高齢者が要介護状態等になることを予防するため、事業効果の評価指標や効果的なモデルプログラムを策定し、市町へ普及することにより介護予防事業の強化を図る。(平成23年度創設)

(12) 療養病床転換支援事業 (予算額 47,000 千円)

療養病床の再編成により、現に療養病床へ入院している人の行き場が失われることのないよう、患者の状態に配慮した受入施設の整備を促進する。(平成19年度創設)

(単位：千円)

| 事業名                       | 事業内容  |
|---------------------------|---|
| 療養病床転換に係る<br>介護サービス基盤整備事業 | ①介護療養病床に対する転換支援(県10/10)<br>介護療養病床から、低所得者や患者の様態に配慮した施設等への転換整備に要する経費について、国の交付金に乗せして助成する。<br>○配分基礎単価<br>創設：500千円/床、改築：600千円/床、改修：250千円/床<br>○転換対象施設<br>特別養護老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス |

|          |   |
|----------|---|
| 病床転換助成事業 | <p>②医療療養病床等の転換支援（国 10/27，医療保険者 12/27，県 5/27）<br/>医療療養病床等から，次の施設への転換整備に要する経費について，整備区分の配分基礎単価に応じ助成する。</p> <p>○配分基礎単価<br/>創設：1,000千円/床，改築：1,200千円/床，改修：500千円/床</p> <p>○転換対象施設<br/>老人保健施設，ケアハウス，有料老人ホーム，特別養護老人ホーム，認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護，生活支援ハウス，適合高齢者専用賃貸住宅</p> |
|----------|---|

第10表 療養病床転換の状況

(単位 所, 人)

| 転換先            | 平成19年度 |       | 平成20年度 |       | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       | 平成23年度予定 |       | 計   |       |
|----------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|----------|-------|-----|-------|
|                | 施設数    | 転換病床数 | 施設数    | 転換病床数 | 施設数    | 転換病床数 | 施設数    | 転換病床数 | 施設数      | 転換病床数 | 施設数 | 転換病床数 |
| 介護老人保健施設       | 1      | 36    | -      | -     | 1      | 30    | -      | -     | 1        | 93    | 3   | 159   |
| 介護療養型老人保健施設    | -      | -     | 1      | 40    | 2      | 142   | -      | -     | 1        | 6     | 4   | 188   |
| 特別養護老人ホーム      | -      | -     | -      | -     | -      | -     | -      | -     | -        | -     | -   | -     |
| 認知症高齢者グループホーム  | -      | -     | 1      | 6     | 1      | 7     | -      | -     | -        | -     | 2   | 13    |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | -      | -     | -      | -     | -      | -     | -      | -     | 1        | 28    | 1   | 28    |
| 計              | 1      | 36    | 2      | 46    | 4      | 179   | -      | -     | 3        | 127   | 10  | 388   |

(注) 1 各年度とも，3月31日現在の数である。

2 広島市，福山市分を含む。